



岩手県にお住まいの皆さまへ



新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大防止のための

緊急事態措置が延長されました(令和2年5月7日から5月31日まで)

1 休業の協力の要請は行いません

令和2年4月25日(土)から5月6日までの期間、感染拡大防止のため、繁華街の接待を伴う飲食店などの対象施設等をお願いしておりましたが、「休業の協力の要請」については、岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月5日改定)及び県内の感染者発生状況等を踏まえ、今回は要請を行いませんのでお知らせします。

2 感染症対策への引き続きのご協力のお願い



●都道府県をまたいだ移動の自粛

不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで移動することは、まん延防止の観点から極力避けることをお願いします。

特定警戒都道府県から岩手に来県、または帰県される皆さまに対して、今までいらした都道府県の自粛の要請の趣旨を踏まえて、来県後2週間は、慎重な行動をお願いします。

●繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛

クラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出については、年齢等を問わず、自粛をお願いします。

●施設の基本的な感染症対策の徹底

施設の管理者の方々には、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染症対策の徹底を引き続きお願いします。

●在宅勤務の推進及び職場の感染防止策の徹底

在宅勤務(テレワーク)や時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進するとともに、職場における「三つの密」を避ける基本的な感染症対策の徹底を引き続きお願いします。

3 「新しい生活様式」の実践

新型コロナウイルス感染症への対応が長丁場となることに備え、以下のような新しい生活様式の実践をお願いします。

- (1) 一人ひとりの基本的な感染対策(日々の暮らし、移動に関する感染対策 など)
- (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式(「3密」の回避、手洗い、マスク着用 など)
- (3) 日常生活の各場面別の生活様式(通販の利用、混雑時の公共交通機関利用や公園利用の回避、デリバリーの利用 など)
- (4) 働き方の新しいスタイル(ローテーション勤務、会議のオンライン化 など)

4 医療や県民生活に不可欠な業務に従事しているの方々への応援のお願い

新型コロナウイルス感染症対策のみならず、他の疾患等への対応などの地域医療に従事する医療関係者をはじめ、ライフラインや物流、保育や障がい者・高齢者福祉など、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝の気持ちを持って応援して下さるようお願いします。

岩手県が発信する最新情報はこちらでご確認ください
(岩手県-新型コロナ対策パーソナルサポート)



【県公式LINE】